

大軍拡政策の隠れた要

—SC 制度の運用基準作りスタート (2)

井原 聡 東北大学名誉教授

はじめに

1. 「諮問会議」と秘密会の設置等
 2. 今後の主な論点と注意点
- 以上(1) ニュースレター92号に掲載

<http://no-military-research.jp/wp1/wp-content/uploads/2024/09/NL92.pdf>

3. 「適性評価」の主な問題点について
 4. 米国追従の大軍拡政策の隠れた要
- おわりに

(1)では「重要経済安保情報保護活用諮問会議」(以下、「諮問会議」)の設置と第1回(6月10日)、第2回(7月31日)で議論された主な論点と問題点について触れた。(2)ではこれに引き続き、8月29日開催の第3回「諮問会議」にも触れ、(1)と若干重複する議論になるが主な問題点について検討する。

3. 「適性評価」の主な問題点について

筆者は SC 制度をはじめ「特定秘密保護法」や「経済秘密保護法」は廃止すべきものと考えているが、すでに施行、運用されている「特定秘密保護法」や成立した「経済秘密保護法」の手足を縛るとともに、期せずして評価対象者にならざるを得なくなった従事者や「適合事業者」が不利益を被らないための問題点を指摘する。また、パブコメへの批判をも想定し、問題点をあえて次善の策として述べるものである。そのため SC 制度を肯定しているかのような論調にならざるを得ない点のあることを了解されたい。

1) 事業者内の責任者の設置

内閣府は、行政機関に「重要経済安保情報管理者」を置き、適合事業者には事業者内の重要経済安保情報の取り扱いに関する実務を総括するために「責任者」を置くことを求めている^{注9)}が、留意事項として、「企業や大学など多種多様な組織がある中、どう指定して、どのような役割を果たしてもらうかという点は非常に重要。別途、ガイドラインやガイダンスが必要」としている。提起されるガイドライン等が労働契約、就業規則とも絡んで適性評価対象者の利益を守れる立場にあるのか否かを、見極める必要がある。

2) 事業者内の適性評価対象者の選定

適性評価 (SC) の対象となるのは、重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれる者、必要性が生じている者やその蓋然性が高い者を踏まえて「評価対象者の範囲を適切に判断」し、名簿掲載リストを作成するとある。SC を必要とするものの判断は責任者に任されているが、Need-to-Know の原則に基づき厳に必要とされる最小の範囲の基準設定が不可欠である。

3) 名簿掲載、意向確認、同意取り下げ、個人情報の保護等

①名簿掲載について

評価対象者になることを「告知」する際、②に述べるが、他人に知られたくない項目の記載義務があること、内閣府によってその個人情報調査され、保管されること、家族、親族、同居人、知人、上司、同僚等の氏名、国籍、住所、連絡先とその人たちへの聞き取り調査がありうることを「告知書」

には明示することが不可欠である。

「名簿掲載に同意をしない場合には、その理由を詮索されないこと」、「手続途中でも同意の取り下げが可能であり、それによって事業者内で（重要経済安保情報を取り扱えないということ以外の）不利益を被ることはないこと」、「人事考課といった重要経済安保情報の保護の目的以外の目的に利用することを禁止する」など極めて重要な事項が述べられているが、これが確実に担保されることが不可欠である。

また同意した対象者には以下に述べるような「質問票」（「特秘法」で実施）の詳細な記載が求められるが、故意ではなくても記入漏れが生じる可能性が大いに起こり得る。さらに、SC取得後に対象者に事情変更があった場合には上司や周囲の者より直接行政機関に報告されることがあるとされる。いずれの場合にも、それらをチェックするための監視システムが作られるとするならば、以下でも触れるが健全な職場環境が阻害されるおそれがある。

一端同意したものの、同意を取り下げる意思を表明した場合、個人情報と調査内容は3年後ではなく、直ちに破棄すると明記すべきである。

さらに事業者内での評価対象者のPCによるデジタル利用による書類提出にあたっては、使用する企業の端末では企業のサーバーに回答が残ってしまうので、端末の個人情報の保護のシステムが不可欠である。また事業者に対しては個人情報保護システムがとられているとする確認の手続きが行われなければならない。

②質問票の主な点について^{注10)}

・本人確認の基本的事項：質問票には氏名（改姓前氏名を含む）・勤務先・役職・勤務年数、生年月日、住所、本籍、連絡先（事業所および個人のメールアドレス・固定電話・携帯電話のすべて）にはじまり、中学卒業後の学歴、経歴、職歴などもれなく記入することが求められ、時には学校、企業などに問い合わせが行われる。プライベートが丸裸にされるとみてよく、先述したように対象者の理解と合意が不可欠なのでそれを担保する基準が求められる。

・精神疾患について：「過去10年以内に、統合失調症、躁うつ病、薬物依存症、アルコール依存症その他の精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたこと」があるかを記載することが求められているが、病気に対する偏見であり廃止すべき

である。（「精神疾患については精神障害者に対するあからさまな差別」と日本病院・地域精神医学会理事会の反対声明がある）^{注11)}。病院等への確認を行うというが、病院の守秘義務をどのような理由で解除するのか、国家権力による強制的解除を許すならば、目的外に拡大利用されることが危惧され、この意味でも廃止すべき項目である。

・飲酒の節度について：「過去10年以内に、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと」があるかの記載が求められる。このような記載の真偽を調査するとなると職場や家庭環境の過去をほじくり返す権利を国家権力に許すことになり、監視社会が危惧され、廃止すべき項目である。

・信用状態その他の経済的な状況：「現在、以下の事項以外の借入れがありますか。a住宅、車両又は耐久消費財の購入を目的としたもの、b教育のためのもの、cクレジットカードを使用した商品等の購入に伴うもの」、以下いずれも過去10年以内に「国税や保険料、家賃等の支払を滞納している、又は滞納したことがあるか」「自己破産をしたことがあるか」「支払の不備・与信上の問題により、クレジットカードの使用を停止させられたことがあるか」「民事執行手続を受けたことがあるか」「賃金・給付金・資産を差し押さえられたことがあるか」などの記入が求められる。いずれも催告を受け期限内に支払った場合を除くとはあるものの、金融業者等への調査が可能とされており、個人資産をチェックする機能を国家権力に与えることが危惧される。

・特定有害活動とテロリズムの関係：「特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、こうした活動を支援したことがあるか（「支援」とは、例えば、活動内容を知りながら、その活動を容易にするために、金銭や場所等を提供することをいう。）」「活動を行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在、メンバーか」「過去10年以内に、日本の国内外を問わず、繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府若しくはその関係機関の職員又はこれらの機関の関係者（日本人を含む）がいるか（業務上必要と認められる場合を除きます）」とある。これらの内容は政治活動、市民活動、組合活動等と極めて近接している。「信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならない」とあるが、先にも指摘したように「適法」は恣意的解釈を許すもので、「適法」は削除すべきで

ある。

・調査：「評価対象者から提出された質問票の内容に関し、上司等の対象者の職務の遂行状況等についてよく知ると認める者から調査票の提出を求め」とあり、このような調査は「向こう三軒、両隣」の監視への道につながり、健全な職場環境を破壊する危険性が大きい。

・各行政機関への内閣府の調査結果の共有：「適性評価」の調査は内閣府が一手引き受けをし、調査結果については意見を付して各行政機関に通知する。その通知に基づいて、評価の適否の判断は各行政機関の長が行い、その評価の結果は内閣府に報告する義務があるという。内閣府が付した意見を忖度せずに、各行政機関が自律的に判断することが可能か、否かが問題である。

・適性評価（評価にあたっての視点）：「特秘法」と同様の7つの視点が述べられている。「①情報を適正に管理することができるか、②規範を遵守して行動することができるか、③職務に対し、誠実に取り組むことができるか、④情報を自ら漏らすような活動に関わることがないか、⑤自己を律して行動することができるか、⑥情報を漏らすよう働き掛けを受けた場合に、これに応じるおそれが高い状態にないか、⑦職務の遂行に必要な注意力を有しているか」がそれで、内心を覗く個人情報の取得で、しかも恣意的な判断が可能な項目ばかりで、きわめて大きな問題である。

また「経済秘密保護法」のSC対象者の数は膨大な数が予想される。サプライチェーンの10分野、重要鉱物35種の取扱い業種、基幹インフラ13業種など日本全国に広がり、その従業者数は少なくない。その家族、親族…も調査の対象となることを考えると、内閣府が実施する調査は監視社会に繋がる危険性を帯びている。

以上、個人情報の収集、管理、保管、保管期間、破棄の手続き、適合事業者の情報チェックも含め、厳格な運用基準の設定が不可欠である。また、「適性評価」と称して、病院、学校、司法、金融機関等への目的外運用を監視する機関の設置が不可欠である。

4. 米国追隨の大軍拡政策の隠れた要

「経済秘密保護法」の趣旨に「重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、

もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものです」^{注12)}とある。

そもそも経済安保秘密法にSC制度を括り付ける必要があるのか疑問なしとしない。「隠れた肝」について注1)の拙著から長いが引用しておく。

政府が所有する秘密の情報（重要経済安保情報）を受領して事業経営をするには「秘密保持契約」があれば済むのではないか。これには第10条にもとづき、取扱業務の代表者、代理人、従業員の範囲、この業務の管理者の氏名、秘密の情報（重要経済安保情報）保護のための施設等の設置などを取り決めればすむはずである。また政府から提供された秘密の情報にアクセスするには当該情報を知る必要性が認められる者（Need-to-Know）に限られており、いわんや他の秘密の情報（重要経済安保情報）にアクセスするわけではない。しかもほとんどの事業者にとって、外国政府・外国企業とのアクセスは不必要である。

事業者も長年の経験から、ノウハウとして社内秘密の確立、知的財産権取得や「営業秘密」（不正競争防止）などで政府から受領した秘密情報の漏洩は十分守られるはずである。むしろ秘密漏洩を防止するためには情報管理の厳格化がまずなされるべきであり、経済施策としての「重要経済安保情報」という秘密指定のほかになぜSC制度が必要なのか疑問である。

軍事秘密としてなら「自衛隊法」（1954年）、「日米防衛特許協定」（1956年）、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」（1956年）、各国との「軍事情報包括保護協定」（GSOMIA ジーソミア；2007年～）がある。それにもかかわらず、SC制度の確立を図ろうとするのには次にみるように、別の力、日米軍事同盟の力、米国の要望が働いているといわざるを得ない。

「日米安全保障協議委員会（「2+2」）会合」では古くから秘密情報を保護する必要な措置をとることが求められていた。例えば2005年の「日米同盟：未来のための変革と再編」では「情報共有及び情報協力の向上」「共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。」ことが述べられ、絶えず日本の情報保全の必要性が強調されてきた。2013年「特秘法」が制定されるや日米安全保障協議委員会共同発表では「情報保全を一層確実なものとするための法的枠組みの構築における日本の真剣な取組を歓迎し、より緊密な連携の重要性を強調した。最終的な目的は、両政府が、活発で保全された情報交換を通じて、様々な

機会及び危機の双方に対応するために、リアルタイムでやり取りを行うことを可能とすることにある」とされ、シームレスに加えてリアルタイムでの双方向的関係の確立が迫られていた。2019年には「四閣僚は、情報保全の重要性を確認するとともに、任務保証に必要となる、防衛産業基盤、政府ネットワーク及び重要インフラに対する脅威に留意しつつ、一層のサプライチェーン・セキュリティの必要性につき一致した」となり、防衛産業基盤、重要インフラのセキュリティは任務保障に必要なとしたのである。2022年1月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表では「人工知能、機械学習、指向性エネルギー及び量子計算を含む重要な新興分野においてイノベーションを加速し、同盟が技術的優位を確保する」ための共同投資を確認した。2023年には「米国は、より広範な日米協力の基盤を提供することとなる、政府全体のサイバーセキュリティ政策を調整する新たな組織の設置及びリスク管理の枠組みの導入など、国家のサイバーセキュリティ態勢を強化する日本のイニシアティブを歓迎した。閣僚は、日本の防衛産業サイバーセキュリティ基準の策定に係る取組を含む、産業サイバーセキュリティ強化の進展を歓迎した。そして、閣僚は、情報保全に関する日米協議の下でのこれまでの重要な進展を強調した」、かくして防衛産業まで米国の傘下に入る勢いである。

つまり米国追従の大軍拡政策の隠れた要、それがSC制度なのである。よく英米独などとの比較でそれに倣おうとする論調が多いが、軍隊を持ち、戦争を可とする国に倣うことは九条を持つ国にとっては間違いなのである。

おわりに

究極のプライバシーに関し、真偽を確認する調

査が評価対象者や適合事業者ばかりでなく、広範な関係者にヒアリングが実施される。しかも「特秘法」とは比較にならない数の評価対象者およびSC取得者の恒常的なチェックが行われるとみられる。おそらく内閣情報調査室、公安警察、公安調査庁などの再編統合による日本版CIAの設置や下請けへの業務委託などがあるとすれば、監視システムが構築され、監視社会の出現が危惧される。こうした策動を跳ねのける取り組みが必要である。繰り返すが、パブコメ対策として、次善の策としてSC制度を前提に問題点を列挙した。これだけ多くの問題のある制度は廃止すべきである。

注9) 第2回「諮問会議」資料2「適性評価」2024年7月31日、内閣府。以下引用はこの資料2による。

注10) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の策定について」平成26年10月14日、閣議決定、令和3年6月11日、一部変更。

https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/pdf/r030701_siryu21.pdf

注11) 2024.4.28

<https://www.byochi.org/wp/wp-content/uploads/2024/05/>

[/b9ff60e16276dcf114c04e84b50d29f0.pdf](https://www.byochi.org/wp/wp-content/uploads/2024/05/b9ff60e16276dcf114c04e84b50d29f0.pdf)

注12) 「重要経済安保情報保護活用法の制定経緯・趣旨」

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/hogokatsuyou.html

注1) 「経済安秘密法」の問題点は拙著「経済施策に隠された軍事用途の『経済安秘密保護法』（『月刊全労連』2024.9）を参照されたい。

学会会議会員の任命拒否理由の開示を求める行政訴訟第3回口頭弁論 9月17日東京地裁

任命拒否された6名をはじめ、法学者、弁護士など合わせて170人が原告となったこの訴訟の3回目の口頭弁論が東京地裁の大法廷で行われた。80名ほどの傍聴者が見守る中で、原告側米倉弁護士は6項目の求釈明を被告である国に突きつけた。被告はこの間、「一部の候補者を任命しないことは、**任命権者である内閣総理大臣が自ら直接判断し、その結果が内閣府大臣官房に伝えられたのみ**」と主張してきた。だが国会議事録、答申書、裁決書などから杉田内閣官房副長官が菅首相に相談に行ったことは事実として明らかであると指摘し、上記主張の意味を明確にするよう求めたのである。そして6名の氏名が安倍政権時代の6月12日付で学会議事務局に文書で届けられていたことから、**6名を「選び出した」のは誰なのか、その文書も資料もないのか**、ということ強く問うた。

この裁判は、現在の学会議「法人化」の端緒となった任命拒否の真相を明らかにするもので、再び学術への介入を許さないためにも極めて重要である。第4回口頭弁論は11月26日（火）11時半から上記求釈明に対する被告の回答がなされる。2月28日（金）16時からの第5回口頭弁論では原告側が被告への反論を全面的に展開する予定である。（小寺隆幸）

2024年9月3日 大野義一朗氏講演

「軍学共同・デュアルユースの現状と課題」から学ぶ

高本 英司（「戦争と医の倫理」の検証を進める会呼びかけ人/戦争と医学医療研究会世話人 医師）

「戦争と医の倫理」の検証を進める会主催の連続学習会の第1回目として「軍学共同・デュアルユースの現状と課題」をテーマに大野義一朗氏に講演していただいた。60数名の参加があった。講演の概要を、私見も含めながら報告する。

今回のテーマは、人々の平和な生活を保障するために科学技術を活かす方法論と倫理的検証が問われている極めて重要なテーマである。ロシアのウクライナ侵略戦争やイスラエルのガザにおけるジェノサイドは、最新科学兵器を兵士（技術者）が遠隔操作することによって実行する側面が強まっている。

安倍政権下で発足した安全保障技術研究推進制度

大野氏は防衛装備庁が運営する安全保障技術研究推進制度（以下安保技研制度と略）の2024年度の予算は約104億円で、25件の研究課題が採択され8件が常連化した大学から採択されていると報告された。

安保技研制度は2015年安倍政権時、安保法制の具体化として防衛装備庁の下に発足した。2013年には集団的自衛権の行使容認が閣議決定され、特定秘密保護法が成立し、国民は戦争の足音が近づく不安に襲われていた時期と一致する。

2015年から2024年までの安保技研制度の予算は、3億円からスタートし2017年には30倍以上となり100億円台となっている。2022年岸田内閣が閣議決定した安保三文書の防衛力整備計画がこの動きに拍車を掛けている。

軍学共同・デュアルユースに対する日本学術会議の基本姿勢

この間の大学応募件数の推移では、2015年は58件、2019年は8件、2024年は44件となっている。

2017年には安保技研制度に対して日本学術会議が声明を発し、2019年に掛けて応募が減少していることは注目すべきで、運動の強化が有効であることが示唆される。

日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」を紹介する。「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」（1950年）、「軍事目的のための科学研究を行わない声明」（1967年）を踏まえた声明であり、「研究資金の出所が軍事関連機関である研究」は「軍事的安全保障研究に含まれる」ことが強調された。大学等が「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究についてその適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設ける」ことが提起された。

安全保障関連技術推進制度が軍事研究である3つの理由

北大、熊本大学は軍事研究を行わないという一方で様々な口実をつけて本制度への応募を正当化した。しかしこの制度が軍事研究であることは以下の3つの理由から明白である。第1に制度の目的について、要項には「先進的な民生技術」「先進的な基礎研究」と明記しているが、同時に「軍事にも応用可能な」「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待」したものと記されており軍事目的の研究であることが明確である。第2に研究の自由・公開について要項では研究内容は「応募者の自由」、「公開に制限なし」、「研究内容に介入することはありません」と明記している。一方で要項には、テーマは22の公募する研究テーマから「自由」に選ぶ仕組みで、結果の公開は「事前の届出を求める」、知的財産権は事前に「定められた条件を遵守する」ことが求められ、防衛省のプログラムオフィサーが研究の進捗管理、「研究内容について調整、助言又は指導を行う」と明記されている。研究の自由・公開が保証されているとは到底言えないものである。第3は研究資金の出所である。資金は防衛省の予算＝用途は軍事であり、この資金を使った研究は軍事研究と断定される。このようにどこから見てもこの制度は軍事研究である。

これまでデュアルユースは、民生目的の研究であってもその成果が軍事利用される危険性がある

ので科学者は気を付けなければならないという使い方をされてきた。今回の北大等にとってのデュアルユースは、軍事研究であっても民生利用が可能なことから民生利用のためであれば軍事研究も許されるというものに変質している。

731 部隊と軍事研究・デュアルユース

講演は731部隊に言及した。日中戦争で731部隊が行った細菌兵器開発、人体実験を軍事研究・デュアルユースの視点からどのように捉えるかが報告された。

医者、医学者が731部隊に参加した理由は、①積極的に戦争に協力し、戦争医学で成果を上げ学会での地位向上を目指した、②研究者にとって「恵まれた」環境の731部隊で研究を続けるか軍医で戦場に行くか、教授にとって研究者を送り出せば研究費増、③「軍の命令でなく、戦争犯罪だとは知らなかった」、「自分は基礎研究。結果の使われ方は知らない」などであった。

15年戦争時の医学部エリート研究者が731部隊にとりこまれて戦争に協力していく過程と、研究費のために「軍事研究を行わない」という理念をゆがめて安保技研制度を利用し軍事研究に取り込まれていく様子は酷似している。研究者の倫理が欠如しているが、それは人体実験等で得たデータを米国との取引材料として自らの保身（無罪放免）を図った731部隊の医師・科学者が何の反省もなく戦後の医学会に君臨したことも一端となっている。731部隊を総括し学ぶことは、研究者が戦争に取り込まれないための現在の課題にも有用である。

軍事研究・デュアルユースでなく、良心としての科学・研究者であるために

多くの科学技術がデュアルユース性を持つ今、軍事研究に加担しないためのいくつかの方略が紹介された。基本的には防衛装備庁の安保技研制度に頼ることなく、「自由度が高く、フットワークよく研究に取り組める」「我が国唯一の公的研究助成制度」である科学研究費助成制度の思い切った増額が必要である。9月6日には15連合代表250学会（門脇孝・日本医学会連合会長も同席）による科研費倍増の要望書が、3.6万筆の署名を添えて提出された。

2017年にはユネスコによる「科学および科学研究者に関する勧告」が出され、その中では「軍民両用」に当たる場合には、科学研究者は、良心に従って当該事業から身を引く権利を有し、

並びにこれらの懸念について自由に意見を表明し、報告する権利及び責任を有する」と規定されている。また1947年ニュルンベルグ綱領、1949年ジュネーブ諸条約や1948年世界医師会ジュネーブ宣言、1949年医の国際倫理綱領などを学ぶことも重要である。

それ以外にも軍事研究に歯止めを掛けている大きな力が存在している。先述した日本学術会議の見解があり、軍事研究反対を支持し安保技研制度に非応募の大学が多数であり、国民は憲法9条を支持し、戦争をしない日本であることを支持している。

一方科学・研究者の一部には、研究と倫理を切り離し、科学を生活の上に置く科学万能主義思想が存在することも事実である。また「自衛のための軍事研究は許される」、「自衛のための研究は軍事研究ではない」、「軍事研究を行う自由。軍事研究反対は学問の自由を阻害」などの意見が見られる。また若手研究者には軍学共同に反対しないという傾向もある。辛抱強く今回のように学習会をとおして、科学者の理性と倫理に情熱を持って訴えていくことが大切である。

731部隊の蛮行を過去のものとして、この分野の新事実にも目を向け、繰り返し科学・研究者として歴史を反芻することが求められている。絶えず「前事不忘 後事之師」を点検すること。弱まれば731部隊の再来が待ち構えているのが今日の厳しい状況である。

講演者紹介 大野義一郎氏

「戦争と医の倫理」の検証を進める会呼びかけ人/軍学共同反対連絡会共同代表/戦争と医学医療研究会世話人/北海道立天売診療所 医師

(紹介)『地平』10月号 地平社 990円(税込)

大特集 学問の独立を守れ

本ニュースレター89号で紹介した7月29日のシンポジウムの全容が収録されています。

梶田隆章「日本学術会議の現在」小森田秋夫「法人化は独立性を高めるのか」青井未帆「軍拡と学術」加藤陽子「歴史学の観点から」米倉洋子「任命拒否問題は終わらない」隠岐さや香「『学問の自由』の危機—国際的文脈から見た日本の現在地」

特集2 大学の変容と高学費

今大きな社会問題となっている大学学費値上げについて、問題を構造的・歴史的に捉えようとすると、学生の視点でも考えているのが特集2です。

本田由紀「限界を迎える日本の大学費用負担構造」金澤伶「学費は学生の未来を左右する」

【記事紹介】イスラエルの学術界は国家の犯罪に直接加担している

デンマーク ロスキレ大学 Somdeep Sen 准教授

Israeli academia is directly complicit in the crimes of the state と題するオピニオン記事が、ペルシャ湾岸国・カタールの衛星テレビ局・アルジャジーラの web サイトに 9 月 10 日、掲載された。著者は、デンマーク・Roskilde 大学の准教授・Somdeep Sen 氏である。侵略国の学術界が戦時取る態度を知ることは、軍学共同の危険性を考えるうえで有益であると思われるので、以下に要約を紹介する。(多羅尾光徳)

「政治は学術から遠ざけるべきだ」。これは長きにわたってパレスチナを占領し、パレスチナ人民を抑圧し、そして現在ガザで戦争を行っているイスラエルに対する西側世界の学術界の反応である。特に学術ボイコット（イスラエルとの学術機関との交流を止めること）への参加は、政治的に「中立」が必要である高等教育機関にとって、まったく容認できないことだとも主張する。さらに、多くの人々がイスラエルの学術界の国家犯罪への加担を完全に否定し、「独立した」学術機関を、政府が犯した戦争犯罪や国際法違反で処罰するのは不公平で非生産的だと言っている。

これらの主張には批判すべきことが多くある。

例えば、検閲は、パレスチナ人の権利のためやイスラエルの行き過ぎに対して声を上げる人々に対して、イスラエルの大学が何十年にも渡って組織的に行使してきた武器となっている。最近でも、ヘブライ大学の教員が、シオニズムとガザでのジェノサイドを批判したために逮捕された。これに先立つ数カ月、彼女に対して中傷キャンペーンが行われた。公にはイスラエル当局とメディアが行ったものであるが、その大本は彼女の雇用主（大学）にまでさかのぼることができる。彼女がガザでの停戦を求め、イスラエルとパレスチナの間での紛争の政治的解決を求める請願に署名した際、大学からは「ショック、嫌悪感、深い失望」をあらゆる書簡が彼女に送られた。そして彼女がテレビインタビューでシオニズムの廃止を訴えた後、大学上層部は停職処分の書簡を送り、彼女のことを国内外の恥辱であると述べた。この書簡は国会議員にも送られた。

イスラエルの高等教育機関では、親パレスチナ

人の声に対する沈黙、暴露、懲戒が日常茶飯事となっている。10月7日以来、イスラエルの大学に在籍するパレスチナ人学生の自宅の住所と写真がソーシャルメディアで共有されている。高等教育審議会はイスラエルの大学に対して、ハマスやパレスチナ・イスラム聖戦などの組織に同情的であるとみなされる公的声明を発表した学生や教員に対する「あらゆる苦情を調査」することを要求している。

大学は批判者を黙らせるだけでなく、イスラエルへの世界的な支持を育成する試みにも取り組んできた。テルアビブ大学 (TAU) の学長は、TAU は「その力と能力をすべて活用して全国的な取り組みを支援した」と声明で述べ、イスラエルの学術機関のボイコットを求める人々や、ボイコット、投資引きあげ、制裁 (BDS) を求めるキャンペーンを止めることに失敗した海外の学術指導者たちを批判した。同氏は TAU の取り組みに「メディアへの働きかけ」を加え、世間知らずで無知な大衆に影響をもたらす可能性のある恐ろしいウソに反論するためにソーシャルネットワークで活動する学生を募集したと述べた。この声明から 1 週間も経たないうちに、TAU の留学生たちはイスラエルと連帯してソーシャルメディア対策委員会を立ち上げた。

ハイファ大学では前線にいる学生兵士を財政的に支援するための募金活動を行った。また、防弾チョッキを特殊部隊に提供した。さらに TAU と同様、海外のイスラエル批判者に対して、ガザでのイスラエルの戦争努力に対するいかなる批判も不当であり、パレスチナ人の権利を主張する人々は誤った情報を与えられているか、テロを支持しているかのいずれかであると説得するキャンペーンを立ち上げている。

ハイファ大学や他の学術機関の教員たちは Nature 誌に寄稿し、BDS 運動は逆効果であると主張した。BDS 運動はイスラエルの学生の 20% が自分のことをアラブ人またはパレスチナ人と認識していることを見過ごしており、イスラエルの学術界が「人権を支持し、政府の政策に異議を唱えてきた実績」を無視しており、イスラエルの科学コミュニティにおける「包括性を促進する取り組みを台無しにする」としている。これらはもちろん

ん真実ではない。人類学者 Maya Wind の権威ある書籍「象牙と鋼鉄の塔(Towers of Ivory and Steel)」では、イスラエルの大学が長きにわたってパレスチナ人の抑圧に貢献してきたことを曝露している。

イスラエルの大学は自らをこの戦争の第一の擁護者および促進者であると位置づけている。学術界は中立で独立しているという主張は根拠を失いつつある。イスラエルのイノベーション科学技術省は4月、世界の学術界が、イスラエルの学術界と協力する「意欲が急激に減少」していることを示す報告書を発表した。

イスラエルのガザでの作戦が続く中、ボイコットのうねりも続くだろう。ICJの最近の判決では、「パレスチナ占領地におけるイスラエルとの経済、貿易、投資関係をすべて遮断することによって」こうした不法行為を終わらせることはすべての国の義務であると述べた。

イスラエルはいまでもドイツのマックス・プランク協会のように学術界において忠実な友人を持っている。しかしイスラエル当局にとって自国の学術界を孤立させる世界的な圧力を反転させることは早晚、不可能になるであろう。

「封じられた“第四の被曝”－なぜ夫は死んだのか－」に思う NHK9月15日放送

「私たちの社会が、その存在すら忘却してきた被曝事件がある。1958年、海上保安庁の“拓洋”と“さつま”の乗員113人が被曝。その1年後、乗員の永野博吉さんが急性骨髄性白血病で命を落とした。広島・長崎への原爆投下、1954年のビキニ事件に次ぐ“第四の被曝”とも言える知られざる事件。」(NHK HPより)

これはNHK取材班が日本とアメリカで証言や証拠を発掘し制作した優れたドキュメンタリーである。

拓洋は国際地球観測年での赤道海流調査のため58年7月3日に東京出港。12日米国はビキニで広島原爆600倍の水爆「ポプラ」実験を実施。14日、爆発地点の西約1500kmを航行中の拓洋は降雨に遭遇、雨水から約10万cpm/Lの放射能を観測。乗組員は軽装で甲板を海水で洗い流した。その後ラバウルに緊急避難し米核実験司令部軍医が診察し、特に異常はないと報告した。だが今回NHKは秘密指定が解除された医師の報告書を発見、「16人の白血球が減少し、50レントゲン(500mSv)以上被曝した場合の急性被曝と関連付けられることに疑問の余地はない」と記されている。それでも医師は船上で測定された外部放射線量の数値をもとに、症状が出ているにもかかわらず健康への影響はないと日本政府に伝えた。

8月の日米安保改定交渉を目前に控え、この事態が「核実験問題を巡る日米対立を深刻に悪化させる可能性を否定できない」(1958年米核実験報告書)と米国が懸念する中で、外務省は「日米間の誤解の因となる事態は極力防止する」(7月25日外務省内部文書)とした。8月7日拓洋は東京に帰港、永野さんは足の毛が抜けるなどの症状を示していたが、政府は「放射線障害の所見はなく精密検査の必要はない」とした。永野さんはその後回復し、再び拓洋に乗船したが、翌年8月急性骨髄性白血病で亡くなった。その日妻は役人から「アメリカも絡んでいるから秘密に」と口止めされ、国からの補償の話も一切なかった。

白血病と被曝との関連を突き止めようとした取材班は、11年前に亡くなった拓洋乗員の歯の分析を岡山理科大学に依頼、乗員の被曝量は広島爆心地1.8kmに相当する143mSvと推定されたという。このことについて筆者が小出裕章氏に尋ねると、「外部被曝だけを問題にはいけませんし、内部被曝だって、後から歯のストロンチウム90を測ってもダメです。初期の短半減期の核種による外部・内部被曝こそ強烈だったはずですし、それを測ることができなかったのだと思います。福島原発事故の時でも、初期の被曝測定は失敗しました。ましてや1958年の時点で、被曝初期の被曝量を測ることは困難だっただろうと思います。それをよいことに、『被曝は微量』としてしまい、すべてを闇に葬ることにしたのです。政治的理由で、事実を隠してしまう国、汚い連中だと思います」との返信があった。今中哲二氏からの返信にも「当時の学者が戻って来た船の測定や核種分析に取り組まなかったのが不思議です」とあった。

第五福竜丸事件では、日本の科学者が徹底的に調査し水爆の構造を突き止め、それを秘密裏にラッセルに伝えたことが、55年のラッセル・アインシュライン宣言へ繋がった。また、水産庁も米国の妨害に屈せず俊鷗丸をビキニ周辺に派遣し残留放射能調査を行い、海洋汚染の実態を明らかにした。核実験反対の声が世界に広がる中で、日米両政府は58年の拓洋の被曝を闇に葬ろうとしたのである。(小寺隆幸)

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内了・野田隆三郎・大野義一郎

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 (pokojpeace@gmail.com) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)